



定期監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第9項の規定により、令和元年度に執行した監査の結果を次のとおり公表する。

令和2年2月5日

京都地方税機構監査委員

稲岡

〃

家城



なお、監査執行者は次のとおりである。

監査委員	執行期間
稲岡 修	令和元年10月29日から令和2年1月14日まで
家城 功	令和元年10月29日から令和2年1月14日まで

令和元年度

京都地方税機構  
定期監査結果報告書

京都地方税機構監査委員

# 令和元年度京都地方税機構定期監査結果報告書

## 1 監査の対象

令和元年度における定期監査については、京都地方税機構（以下、「機構」という。）の全所属、事務局3課、9地方事務所及び自動車関係税申告受付センターの計13箇所について監査を執行した。

## 2 監査の期間

事務局総務課、業務課及び法人税務課	令和元年11月20日、28日、12月4日、5日、10日及び令和2年1月14日
京都東地方事務所	令和元年11月19日
京都西地方事務所	令和元年11月22日
京都南地方事務所	令和元年11月26日
相楽地方事務所	令和元年11月12日
山城中部地方事務所	令和元年11月15日
乙訓地方事務所	令和元年10月29日
中部地方事務所	令和元年12月9日
中丹地方事務所	令和元年11月1日
丹後地方事務所	令和元年11月8日
自動車関係税申告受付センター	令和元年12月3日

## 3 監査の範囲

平成30年度及び監査執行日までに執行された令和元年度分の財務並びに滞納整理事務等の執行を対象とした。

## 4 監査の方法

監査に当たっては、財務及び事務の執行が法令等に基づいて適正に行われているか、また、その事務処理が、納税者の利便性向上や業務の効率化を図るとともに、公平・公正な税業務の一層の推進を図るようになされているかについて、所属長等から説明聴取を実施するとともに、関係書類等の調査を実施した。

監査の執行に際しては、監査対象機関に出向き、関係資料や事務の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取する実地監査により行った。

## 5 監査実施上の重点項目

- (1) 予算の執行は、計画的かつ適正に行われているか。
- (2) 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (3) 契約事務は適正に行われているか。
- (4) 財産の取得、管理及び処分の事務手続きは適正に行われているか。
- (5) 各種の帳簿、各種の証拠書類の整理保存等は、適正に行われているか。
- (6) 滞納整理事務、課税事務は適正に行われているか。
- (7) 法人関係税課税事務は適正に行われているか。
- (8) 自動車関係税課税事務は適正に行われているか。
- (9) 社会情勢に照らし、適切な事業運営がなされているか。

## 6 監査の結果

監査の結果、監査対象機関における事務の執行について、概ね適正に行われていた。

## 7 要 望

機構は、厳しい財政状況の下、多様化する住民ニーズに対応するため、納税者の利便性向上とともに、公平・公正な税務行政の確立を目指して、事務の適正化及び厳格化が求められている。

今回の監査においては、前年度に認められた法人市民税課税事務処理の遅延について再発防止のための改善が認められたところであるが、住民・納税者に信頼される行政運営のためには、引き続き、適正な事務の執行を徹底することが必要である。

令和元年には、機構設立10周年を迎えたが、機構の組織や業務内容について更に理解が深まるよう、広報等について一層の創意工夫を行うとともに、法令等に基づき公平公正かつ適正で効率的な税務行政を推進することで、納税秩序の維持・向上を図ることが重要であり、滞納整理事務や課税事務共同化について、更なる取組の強化を望むものである。